

## 十勝圏複合事務組合教育大綱（現行）

## 1 基本的な考え方

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、十勝圏複合事務組合（以下「本組合」とする。）における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針として定めるものです。

本組合では、十勝圏複合事務組合規約に基づき、教育委員会を設置し、高等看護学院及び付属施設の設置並びに維持管理・運営に関する事務、教育研修センターの設置及び維持管理・運営に関する事務を関係市町村の共同処理事務としています。このため、大綱では、帯広高等看護学院、十勝教育研修センターにおける基本目標、基本方針を定めるものとします。

## 2 各共同処理事務における方針

## (1) 帯広高等看護学院

## 【基本目標】

看護師として必要な知識・技術・態度を修得させることはもちろん、豊かな人間性と倫理観を養い、地域の保健医療福祉の向上発展に貢献できる職業人の育成を目指します。

## 【基本方針】

卒業時の学生像として、以下の教育目標のもとに教育環境を整えることとします。

- ①専門職業人としての倫理的判断や配慮の役割を認識し、個人とその家族の権利が擁護されるためのとるべき行動を理解できる。
- ②看護の対象である個人とその家族を、独自の生活様式、様々な価値観をもつ自律した存在として理解することができる。
- ③個人とその家族の状況をありのままに受け止め、共感的態度がとれ、援助関係を築くことができる。
- ④あらゆる健康レベル、発達段階にある個人とその家族の健康上の課題に対応するために、科学的根拠に基づき、必要な援助内容を判断することができる。
- ⑤個人とその家族に対して健康や障害の状態に応じた療養生活を支援することができる。
- ⑥チーム医療及び他職種との協働の中で、援助を必要とする個人とその家族の生活を整えるための調整的役割を理解することができる。
- ⑦看護をとりまく科学・技術の進歩に関心を持ち、主体的に学び続ける態度を身につける。

## (2) 十勝教育研修センター

### 【基本目標】

これまで培われた十勝管内の教育基盤をもとに、児童生徒等に生きる力をはぐくむことを目指し、関係市町村が共同して教職員に研修機会を提供することにより、専門職としての資質を高め、管内教育の推進を目指します。

### 【基本方針】

以下の考え方のもと、3年ごとに策定する事業計画に基づき、毎年度の事業実施計画を作成し、取り組むこととします。

- ①管内の市町村が共同で推進する研修機関としての役割を踏まえ、体系的な研修機会の構築と今日的な課題に対応できる研修講座を展開する。
- ②研修事業は、学校等の意見・要望を参考に、講座内容の精選や工夫・改善を図り、魅力ある講座づくりに努める。
- ③研修内容は、管内における教育課題や問題点の解消はもとより、専門的知識や実践的指導力の向上を目指す。
- ④今日的な教育の動向に応え得る講座とともに、幅広い視野、豊かな人間性など総合的な人間力を育成する講座の開設に努める。
- ⑤関係機関との連携を深め、調和ある研修事業を推進することともに、必要な環境整備の充実に努める。

## 十勝圏複合事務組合教育大綱の現状と総合教育会議について

### 1 現行の教育大綱の策定経過

(1) 大綱の内容

十勝圏複合事務組合が共同処理する事務（十勝教育研修センター、高等看護学院）における基本目標、基本方針を定めるもの。

(2) 策定日

平成 29 年 10 月 24 日の総合教育会議で決定。

【十勝圏複合事務組合教育大綱（資料 1）を参照】

### 2 教育大綱策定後の教育情勢の変化

(1) 帯広高等看護学院

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向け、様々な職種の人と連携して患者やその家族を支えていくことができる看護師の養成を推進するため、10 年振りにカリキュラムが改定され、令和 4 年度より新カリキュラムが開始された。それに合わせ教育理念等を令和 4 年度に改定した。

(2) 十勝教育研修センター

国では、社会や時代の変化への対応するため、次期教育振興基本計画（令和 5 年度から令和 9 年度）の策定が進められている。

研修センターでは、第 18 期事業計画（令和 2 年度から令和 4 年度）の成果や国の次期計画内容を踏まえ、第 19 期事業計画（令和 5 年度から令和 7 年度）の策定作業を進めている。

### 3 総合教育会議

(1) 設置の根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、大綱の策定に関する協議を行うために設置するとされている。（資料 3、4 参照）

(2) 構成員

十勝圏複合事務組合	組合長	米沢 則寿（帯広市長）
十勝圏複合事務組合教育委員会	教育長	広瀬 容孝（帯広市教育長）
	教育委員	荻原 正（更別村教育長）
	教育委員	加賀 学（池田町教育長）
	教育委員	武田 芳秋（新得町教育長）
	教育委員	菅原 康博（広尾町教育長）

## ◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）【抜粋】

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
  - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
    - 一 地方公共団体の長
    - 二 教育委員会
  - 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
  - 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
  - 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
  - 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
  - 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## 十勝圏複合事務組合総合教育会議設置要綱

## (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、十勝圏複合事務組合総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 会議は、法第1条の4第1項の規定により、十勝圏複合事務組合が共同処理する事務に係る次に掲げる事項についての協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 帯広高等看護学院及び十勝教育研修センターに係る教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 帯広高等看護学院及び十勝教育研修センターにおいて教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置
- (3) 帯広高等看護学院の学生の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

## (組織)

第3条 会議は、組合長及び教育委員会をもって構成する。

## (会議)

第4条 会議は、組合長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、組合長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議の議長は、組合長をもって充てる。

## (意見の聴取)

第5条 会議は、第2条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

## (会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

## (議事録の作成及び公表)

第7条 議事録は、会議の終了後、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認を経て、遅滞なく作成し、公表する。

- 2 議事録の公表は、前条ただし書により非公開とした部分を除き、十勝圏複合事務組合ホーム

ページに掲示することにより行う。

(調整結果の尊重)

第8条 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の事務局は、事務局総務課が担う。ただし、会議の開催、協議題の調整、意見聴取者との連絡調整は、組合長と教育委員会双方が協議の上、すすめるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に会議が定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## これまでの検討経過

### 1 教育大綱改定の必要性及び改定内容の検討

#### (1) 検討経過

組合内に教育大綱検討会議（事務局総務課、帯広高等看護学院、教育部総務課、十勝教育研修センターで構成）を設置。

- ・ 第1回 令和4年7月27日  
改定の必要性の検討、改定のスケジュールの確認
- ・ 第2回 令和4年11月30日  
改定内容の確認、素案策定
- ・ 第3回 令和5年2月7日  
原案策定、今後のスケジュール確認

#### (2) 検討結果

教育情勢の変化を踏まえた内容に改定する必要があるとし、素案→原案をまとめた。

【資料6、資料7参照】

### 2 これまでの経過

時 期	内 容
7月27日	第1回検討会議開催 … 大綱改定の必要性、改定スケジュールの確認
11月30日	第2回検討会議開催 … 改定内容の確認、素案の策定
12月、1月	正副組合長へ大綱改定の進め方等の説明
1月20日	教育主管課長会議にて素案の説明 … 意見なし
1月24日	保健主管課長会議にて素案の説明 … 意見なし
1月25日 ～2月3日	総合教育会議構成員（組合教育長、教育委員）へ素案に対する事前の意見等照会 … 意見なし
2月7日	第3回検討会議開催（書面） … 原案の作成、今後のスケジュール確認
2月7日 ～2月10日	検討会議構成員へ素案に対する意見等照会 … 意見なし → 素案から原案へ

## 十勝圏複合事務組合教育大綱（原案）

## 1 基本的な考え方

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、十勝圏複合事務組合（以下「本組合」とする。）における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、組合長と教育委員会が、基本的な認識を共有し、連携を密にするために、その目標や施策の根本となる方針として定めるものです。

本組合では、十勝圏複合事務組合規約に基づき、教育委員会を設置し、高等看護学院及び付属施設の設置並びに維持管理・運営に関する事務、教育研修センターの設置及び維持管理・運営に関する事務を関係市町村の共同処理事務としています。このため、大綱では、帯広高等看護学院、十勝教育研修センターにおける基本目標、基本方針を定めるものとします。

## 2 各共同処理事務における方針

## (1) 帯広高等看護学院

## 【基本目標】

地域で暮らす人々の持てる力を最大限に発揮し、住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることを支援する看護実践者として、十勝地域の保健医療福祉の向上発展に貢献できる職業人の育成を目指します。

## 【基本方針】

卒業時の学生像として、以下の教育目標のもとに教育環境を整えることとします。

- ① 看護の対象となる人間を、統合体・生活者として理解し、その人らしい生き方を選択できるよう支援する行動がとれる。
- ② 相手を尊重し、看護の対象となる個人・家族・集団・地域との信頼関係を築くことができる。
- ③ あらゆる健康レベル・発達段階にある個人とその家族の健康上の課題に対応するため、科学的根拠に基づき必要な看護を判断し実践できる。
- ④ 特定の健康課題と発達段階に応じた生活過程を理解し、あらゆる健康レベルにおいても対象者のより良い健康を促進し、その人らしく生活することを支援できる。
- ⑤ 対象者の暮らしを支えるケア環境を理解し、保健・医療・福祉チームの一員として、連携・協働するために必要な行動について理解できる。
- ⑥ 専門職として、看護の質の向上や発展に関心を持ち、生涯にわたり主体的・継続的に学び続けることができる。

## (2) 十勝教育研修センター

### 【基本目標】

これまで培われた十勝管内の教育基盤をもとに、持続可能な社会において幼児児童生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、関係市町村が共同して教職員に研修機会を提供することにより、専門職としての資質を高め、管内教育の推進を目指します。

### 【基本方針】

以下の考え方のもと、3年ごとに策定する事業計画に基づき、毎年度の事業実施計画を作成し、取り組むこととします。

- ①管内の市町村が共同で運営する研修施設としての役割を踏まえ、体系的な研修機会の構築と今日的な課題に対応できる研修講座を展開する。
- ②研修事業は、学校等の意見・要望を参考に、講座内容の精選や工夫・改善を図り、魅力ある講座づくりに努める。
- ③研修内容は、専門的知識や実践的指導力はもとより、幅広い視野、豊かな人間性など総合的な人間力の育成を目指す。
- ④今日的な教育の動向を踏まえ、社会や学校を取り巻く状況変化に対応できる教職員の資質向上を図る講座の開設に努める。
- ⑤関係機関との連携を深め、調和ある研修事業を推進するとともに、研修施設としての環境整備の充実を図る。

## 十勝圏複合事務組合教育大綱 新旧対照表 (案)

原 案	現 行	改正内容
<p>1 基本的な考え方</p> <p>この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、十勝圏複合事務組合（以下「本組合」とする。）における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、<u>組合長と教育委員会が、基本的な認識を共有し、連携を密にするために、その目標や施策の根本となる方針として定めるものです。</u></p> <p>本組合では、十勝圏複合事務組合規約に基づき、教育委員会を設置し、高等看護学院及び付属施設の設置並びに維持管理・運営に関する事務、教育研修センターの設置及び維持管理・運営に関する事務を関係市町村の共同処理事務としています。このため、大綱では、帯広高等看護学院、十勝教育研修センターにおける基本目標、基本方針を定めるものとします。</p> <p>2 各共同処理事務における方針</p> <p>(1) 帯広高等看護学院</p> <p><b>【基本目標】</b></p> <p><u>地域で暮らす人々の持てる力を最大限に発揮し、住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることを支援する看護実践者として、十勝地域の保健医療福祉の向上発展に貢献できる職業人の育成を目指します。</u></p> <p><b>【基本方針】</b></p> <p>卒業時の学生像として、以下の教育目標のもとに教育環境を整えることとします。</p>	<p>1 基本的な考え方</p> <p>この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、十勝圏複合事務組合（以下「本組合」とする。）における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、<u>_____</u> <u>_____</u> その目標や施策の根本となる方針として定めるものです。</p> <p>本組合では、十勝圏複合事務組合規約に基づき、教育委員会を設置し、高等看護学院及び付属施設の設置並びに維持管理・運営に関する事務、教育研修センターの設置及び維持管理・運営に関する事務を関係市町村の共同処理事務としています。このため、大綱では、帯広高等看護学院、十勝教育研修センターにおける基本目標、基本方針を定めるものとします。</p> <p>2 各共同処理事務における方針</p> <p>(1) 帯広高等看護学院</p> <p><b>【基本目標】</b></p> <p><u>看護師として必要な知識・技術・態度を修得させることはもちろん、豊かな人間性と倫理観を養い、地域の保健医療福祉の向上発展に貢献できる職業人の育成を目指します。</u></p> <p><b>【基本方針】</b></p> <p>卒業時の学生像として、以下の教育目標のもとに教育環境を整えることとします。</p>	<p>○目的をより明確にするため、追記</p> <p>○令和4年度からの教育課程改正に伴い教育理念、教育目的を変更したため、変更</p>

原 案	現 行	改正内容
<p>① <u>看護の対象となる人間を、統合体・生活者として理解し、その人らしい生き方を選択できるよう支援する行動がとれる。</u></p> <p>② <u>相手を尊重し、看護の対象となる個人・家族・集団・地域との信頼関係を築くことができる。</u></p> <p>③ <u>あらゆる健康レベル・発達段階にある個人とその家族の健康上の課題に対応するため、科学的根拠に基づき必要な看護を判断し実践できる。</u></p> <p>④ <u>特定の健康課題と発達段階に応じた生活過程を理解し、あらゆる健康レベルにおいても対象者のより良い健康を促進し、その人らしく生活することを支援できる。</u></p> <p>⑤ <u>対象者の暮らしを支えるケア環境を理解し、保健・医療・福祉チームの一員として、連携・協働するために必要な行動について理解できる。</u></p> <p>⑥ <u>専門職として、看護の質の向上や発展に関心を持ち、生涯にわたり主体的・継続的に学び続けることができる。</u></p> <p>(2) 十勝教育研修センター</p> <p><b>【基本目標】</b></p> <p>これまで培われた十勝管内の教育基盤をもとに、<u>持続可能な社会において幼児児童生徒</u>に生きる力をはぐくむことを目指し、関係市町村が共同して教職員に研修機会を提供することにより、専門職としての資質を高め、管内教育の推進を目指します。</p>	<p>① <u>専門職業人としての倫理的判断や配慮の役割を認識し、個人とその家族の権利が擁護されるためのとるべき行動を理解できる。</u></p> <p>② <u>看護の対象である個人とその家族を、独自の生活様式、様々な価値観をもつ自律した存在として理解することができる。</u></p> <p>③ <u>個人とその家族の状況をありのままに受け止め、共感的態度がとれ、援助関係を築くことができる。</u></p> <p>④ <u>あらゆる健康レベル、発達段階にある個人とその家族の健康上の課題に対応するために、科学的根拠に基づき、必要な援助内容を判断することができる。</u></p> <p>⑤ <u>個人とその家族に対して健康や障害の状態に応じた療養生活を支援することができる。</u></p> <p>⑥ <u>チーム医療及び他職種との協働の中で、援助を必要とする個人とその家族の生活を整えるための調整的役割を理解することができる。</u></p> <p>⑦ <u>看護をとりまく科学・技術の進歩に関心を持ち、主体的に学び続ける態度を身につける。</u></p> <p>(2) 十勝教育研修センター</p> <p><b>【基本目標】</b></p> <p>これまで培われた十勝管内の教育基盤をもとに、<u>幼児児童生徒等</u>に生きる力をはぐくむことを目指し、関係市町村が共同して教職員に研修機会を提供することにより、専門職としての資質を高め、管内教育の推進を目指します。</p>	<p>○以下の項目を教育の柱とするため、表現の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人の生き抜く力とその人の望む暮らしや生き方を重んじる</li> <li>・信頼関係を形成する能力を集団・地域へと拡げる</li> <li>・看護実践力を高める</li> <li>・多職種との連携・協働する力を高める</li> </ul> <p>○次期教育振興基本計画（案）のコンセプトの一つである「持続可能な社会において」を追記</p> <p>○幼稚園、認定こども園の教職員も対象としていることを明確にするため、</p>

原 案	現 行	改正内容
<p>【基本方針】</p> <p>以下の考え方のもと、3年ごとに策定する事業計画に基づき、毎年度の事業実施計画を作成し、取り組むこととします。</p> <p>①管内の市町村が共同で<u>運営</u>する<u>研修施設</u>としての役割を踏まえ、体系的な研修機会の構築と今日的な課題に対応できる研修講座を展開する。</p> <p>②研修事業は、学校等の意見・要望を参考に、講座内容の精選や工夫・改善を図り、魅力ある講座づくりに努める。</p> <p>③研修内容は、<u>専門的知識や実践的指導力</u>はもとより、<u>幅広い視野、豊かな人間性</u>など総合的な人間力の育成を目指す。</p> <p>④今日的な教育の動向を踏まえ、<u>社会や学校を取り巻く状況変化</u>に対応できる<u>教職員の資質向上</u>を図る講座の開設に努める。</p> <p>⑤関係機関との連携を深め、調和ある研修事業を推進する__とともに、<u>研修施設としての環境整備</u>の充実を図る。</p>	<p>【基本方針】</p> <p>以下の考え方のもと、3年ごとに策定する事業計画に基づき、毎年度の事業実施計画を作成し、取り組むこととします。</p> <p>①管内の市町村が共同で<u>推進</u>する<u>研修機関</u>としての役割を踏まえ、体系的な研修機会の構築と今日的な課題に対応できる研修講座を展開する。</p> <p>②研修事業は、学校等の意見・要望を参考に、講座内容の精選や工夫・改善を図り、魅力ある講座づくりに努める。</p> <p>③研修内容は、<u>管内における教育課題や問題点の解消</u>はもとより、<u>専門的知識や実践的指導力の向上</u>を目指す。</p> <p>④今日的な教育の動向に<u>応え得る講座とともに、幅広い視野、豊かな人間性</u>など総合的な人間力を育成する講座の開設に努める。</p> <p>⑤関係機関との連携を深め、調和ある研修事業を推進する<u>こと</u>とともに、<u>必要な環境整備</u>の充実を図る。</p>	<p>「幼児」追記。</p> <p>○施設の運営を行うことを明確にするため、表現の修正</p> <p>○教職員の専門性の向上と多様性を確保するため、表現の修正</p> <p>○子どもの多様性や社会の変化に対応するため、表現の修正</p> <p>○過誤訂正</p> <p>○施設の目的を明確にするために表現の修正</p>

# 教育大綱改定に向けた今後の予定について

## 1 今後の取り進めについて

- (1) 今回の総合教育会議開催後、組合長を除く総合教育会議構成員に対し、3月3日（金）までの間で原案に対する意見等聴取期間を設け、必要に応じ修正等を行い、その後組合長決裁をもって大綱改定とする。（施行日は3月中となる）
- (2) 総合教育会議の開催結果及び改定後の教育大綱は管内19市町村に通知するほか、組合ホームページで公表する。

## 2 今後のスケジュール（予定）

時 期	内 容
2月28日【今回】	総合教育会議開催（書面）・・・ 教育大綱の改定、今後のスケジュール確認
2月28日 ～3月3日	組合長を除く総合教育会議構成員（組合教育長、教育委員）へ原案に対する意見等照会 →教育大綱（案）の決定
3月中旬	教育大綱改定（組合長決裁）
3月中旬	総合教育会議の会議結果及び教育大綱の公表（組合ホームページ）